

行政書士法人名簿登載事項変更届出について

行政書士法人は、定款又は法人名簿に登載された事項を変更したときは、変更の日から2週間以内に、行政書士法人名簿登載事項変更届出書に、登記事項証明書及び定款の写しを添付し、所定の届出手数料を添えて、主たる事務所の所在地の単位会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出ることとなっています。(法第13条の11、日行連会則第53条の5、日行連法人届出事務取扱規則第9条)

※詳細は、行政書士法人の手引（日本行政書士会連合会 HP）をご確認ください。

変更事由

- ・ 法人名称
- ・ 目的
- ・ 事務所名称事務所所在地
- ・ 従たる事務所の設置又は廃止
- ・ 社員の加入又は脱退
- ・ 社員の所属する事務所
- ・ 社員の役職又は住所等
- ・ 使用人である行政書士の雇用又は退職等
- ・ 使用人である行政書士の登録された事務所
- ・ その他(特定業務の取扱、出資額等の法人名簿登載事項)

提出書類

① 行政書士法人名簿登載事項変更届出書（様式）2部

※ 申請の『(代表)社員』の印は、行政書士法人の職印で押印ください。

② 登記事項証明書（原本）2部

③ 定款（変更後）の写し 2部

※ 原本証明をしてください。[日付、法人名、(代表)社員名を記載。職印押印]

- ・ 変更内容が登記事項でないときは登記事項証明書の添付不要
- ・ 変更内容が定款の記載事項でないときは定款の写しの添付不要

(④) 行政書士変更登録申請書類一式（個人）

※個人の変更事項に該当する項目があるときご提出ください。(属性、事務所名称、事務所所在地等)

※詳細は愛知県行政書士会 HP 内「会員向け情報 各種手続き」より、「変更登録申請について」をご確認ください。

提出方法

郵送又は会館受付

手数料

4,000円

※次に該当する場合は無償扱いです。

「電話番号」、「郵便番号」及び「フリガナ」のみの変更

「住居表示の変更」による変更（自治体から発行した証明書を添付）

振込先：ゆうちょ銀行	口座名：愛知県行政書士会
(ゆうちょ銀行間)口座番号：00840-6-2526	
(他行からゆうちょ銀行)店名：〇八九	当座：0002526

ご来会の場合は、現金でもお預かりしています。

個人の変更も必要な場合は、個人の変更手数料が別途4,000円かかります。

補助者について

事務所所在地の変更等により、補助者証記載事項に変更が生じる場合は、別途、補助者記載事項変更届をご提出ください。提出書類等につきましては、愛知県行政書士会 HP 内「会員向け情報 各種手続き」より「補助者の届出について」をご確認ください。